

平成23年第5回常陸太田市議会臨時会会議録

目 次

招集告示.....	5
平成23年第5回常陸太田市議会臨時会会期日程.....	6
第1号 11月21日(月)	
○議事日程(第1号).....	7
○本日の会議に付した事件.....	7
○出席議員.....	7
○説明のため出席した者.....	7
○事務局職員出席者.....	8
開 会.....	8
開 議.....	8
○会議録署名議員の指名.....	8
○諸般の報告.....	8
○日程第 1 会期の決定.....	10
○日程第 2 報告第27号(上程).....	10
提案理由説明.....	10
採 決.....	12
○日程第 3 議案第85号(上程).....	12
提案理由説明.....	12
討 論 22番 宇野 隆子君.....	13
採 決.....	15
閉 会.....	15

常陸太田市告示第 1 3 6 号

平成 2 3 年第 5 回常陸太田市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 3 年 1 1 月 1 4 日

常陸太田市長 大 久 保 太 一

1. 期 日 平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日
2. 場 所 常陸太田市議会議場
3. 付議事件
(1) 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 3 年度常陸太田市一般会計補正予算 (第 5 号))
(2) 常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について

平成23年第5回常陸太田市議会臨時会会期日程

平成23年11月21日

月 日	曜	会議別	主な内容
11月21日	月	本会議	1.開 会 2.会期の決定 3.議案説明(質疑・討論・採決) 4.閉 会

平成23年第5回常陸太田市議会臨時会会議録

平成23年11月21日(月)

議事日程(第1号)

平成23年11月21日午前10時開議

日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第27号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号))

日程第 3 議案第85号 常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 報告第27号(提案理由説明・採決)

日程第 3 議案第85号(提案理由説明・討論・採決)

出席議員

議長	茅根 猛 君	副議長	山口 恒男 君
1番	藤田 謙二 君	2番	赤堀 平二郎 君
3番	木村 郁郎 君	4番	深谷 涉 君
5番	鈴木 二郎 君	6番	平山 晶邦 君
7番	益子 慎哉 君	8番	菊池 伸也 君
9番	深谷 秀峰 君	10番	高星 勝幸 君
11番	荒井 康夫 君	12番	成井 小太郎 君
14番	片野 宗隆 君	15番	福地 正文 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	沢 畠 亮 君
21番	高木 将 君	22番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	江幡 治 君
政策企画部長	佐藤 啓 君	市民生活部長	川上 明文 君
保健福祉部長	安田 隆 君	産業部長	井坂 孝行 君
建設部長	菊池 拓夫 君	会計管理者	岡部 芳雄 君
上下水道部長	鈴木 則文 君	消防長	福地 壽之 君

教育次長 山崎修一君 秘書課長 宇野智明君
総務課長 荻津一成君 監査委員 中村弘君

事務局職員出席者

事務局長 吉成賢一 主査兼議事係長 関勝則
総務係長 榊一行

午前10時開会

議長（茅根猛君） ご報告いたします。
ただいま出席議員は22名であります。
よって、定足数に達しております。
これより平成23年第5回常陸太田市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（茅根猛君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

9番 深谷秀峰君 22番 宇野隆子君

の両名を指名いたします。

諸般の報告

議長（茅根猛君） 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。

去る10月14日、水戸市において県北市議会議長会が開催されました。同じく27日、土浦市において茨城県市議会議長会が、11月18日、常陸大宮市において県北市議会議長会がそれぞれ開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知を願います。

次に、敦賀市表敬訪問の派遣を9月議会で議決いたしておりましたが、10月21日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、監査委員から、平成23年9月及び平成10月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市長 大久保太一君 副市長 梅原勤君
教育長 中原一博君 総務部長 江幡治君
政策企画部長 佐藤啓君 市民生活部長 川上明文君

保健福祉部長	安田 隆 君	産業部長	井坂 孝行 君
建設部長	菊池 拓夫 君	会計管理者	岡部 芳雄 君
上下水道部長	鈴木 則文 君	消防長	福地 壽之 君
教育次長	山崎 修一 君	秘書課長	宇野 智明 君
総務課長	荻津 一成 君	監査委員	中村 弘 君

以上、16名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長あいさつ

議長（茅根猛君） この際、市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 皆さん、おはようございます。平成23年第5回市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、市議会臨時会を招集いたしましたところ、ご多用の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。日ごろから市政の進展、そしてまた、円滑な運営のために格別なご支援、ご協力を賜りまして、この機会に改めまして感謝を申し上げる次第でございます。

さて、東日本大震災から8カ月が過ぎました。本市では震災発生後、市民の皆様の安全、安心の確保と暮らしの再建に向けまして、被災者への支援とライフラインの復旧、生活に密着する施設の改修など、懸命に取り組んでいるところでございます。しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質が本市を初め広範囲に拡散して、市民生活への不安や風評被害など大きな影響を与えているところでございます。

本市におきましては、市民の皆様の不安解消と風評被害を払拭するため、市内の小中学校、幼稚園、保育園、観光施設、都市公園、宅地等の放射線量を測定するとともに、水道水、農産物、土壌、学校給食用食材の放射性物質を測定するなど、さまざまな取り組みを積極的に進めているところでございます。その結果につきましては、広報紙やホームページ、防災行政無線、市役所ロビー等への掲示によりお知らせをしておりますが、これからも引き続き実施をまいりたいと考えております。

さて、本市は放射能対策に迅速かつ的確に対応するため、放射能対策委員会と対策室を今月1日付で設置いたしました。これから策定する市の除染実施計画に基づきまして、国、県及び地域住民と連携しながら、全庁を挙げて取り組む組織のさらなる強化を図ったところでございます。また、よりきめ細やかに対応するため、測定器を増やして教育委員会、子ども福祉課、支所等に配置をいたしまして、公共施設や個人の宅地等を中心として定期的な測定を行ってまいりたいと考えております。その追加分測定装置17台の購入経費につきましては、12月の市議会定例会に一般会計補正予算として計上させていただきたいと存じます。

なお、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の市町村指定につきましては、16日を回答期限に国の希望調査がございました。本市としては国からの重点調査地域の

指定を受けまして、財政支援等必要に応じた技術支援を受けながら、国の示した毎時0.23マイクロシーベルトを超えているエリアの除染を行ってまいります。

さて、本日の臨時会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求めることについて1件、条例等の一部改正について1件、合わせて2件でございます。専決処分の承認につきましては、台風15号による被災した箇所の復旧等にかかわる予算措置として1億7,358万7,000円を追加させていただきました。条例の一部改正につきましては、市職員の給与に関する条例等の一部改正で、人事院勧告に準じた措置を講ずることに伴うものでございます。

議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長よりご説明いたします。慎重にご審議をいただき、原案のとおり承認、可決を賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

議長（茅根猛君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りといたします。

日程第2 報告第27号

議長（茅根猛君） 次、日程第2、報告第27号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） それでは、説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開き願います。報告第27号でございます。報告第27号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成23年11月21日報告、市長名でございます。

2ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書、台風15号により被災した箇所の復旧等に係る予算措置について、議会を招集する時間的余裕がないと認めるので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。

記、平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）平成23年10月24日、市長名。

続いて、4ページをお開き願います。平成23年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,358万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274億4,409万3,000円とする。第2条が地方債の補正でございます。平成23年10月4日専決、市長名。

内容につきましては、事項別明細によりご説明をいたします。

10ページをお開きいただきたいと思っております。歳入でございます。

10款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正予算の財源として、普通交付税の一部9,666万4,000円を計上いたしました。

14款2項8目災害復旧費国庫負担金の補正でございますが、道路橋りょう災害復旧事業の財源として4,669万円、補助対象となっております金砂郷小学校災害復旧の財源として333万3,000円を見込んでおります。

20款4項3目雑入の合併市町村住民組織活性化支援事業費補助金200万円につきましては、里美地区の団体が地域の産物を生かした事業を行うための財源としまして、地域活性化センターからの助成金を見込んだものでございます。

21款1項7目災害復旧債2,490万円につきましては、補助災害復旧事業の地方負担分を計上いたしました。

11ページに歳出がございます。

2款1項13目地域振興費でございますが、里美地区におきまして、地域おこし協力隊や地域住民が中心となりまして、「地産旬食のおもてなし研究会」と名付けました組織を作りまして、地域食材を利用した料理の研究開発や旬の農産物の直売などを行うための補助金としまして、合併市町村住民組織活性化支援事業費補助金200万円を予算化いたしました。

10款1項1目農林災害復旧費は、堰場飯淵線などの林道ののり面や、茅根町の農業用排水路などの復旧に要する経費といたしまして617万円を補正しております。2項1目道路橋りょう災害復旧費1億5,689万円につきましては、大管町の市道など崩壊した道路や、山田川、里川にかかります流出した橋梁の復旧などに要する経費でございます。4項文教施設災害復旧費でございますが、主に金砂郷小学校ののり面復旧などに要する経費812万7,000円を計上しております。

12ページの5項2目商工施設災害復旧費40万円につきましては、竜神ふるさと村の補修に係る経費でございます。

7ページにお戻りいただきまして、地方債の補正でございます。現年発生補助災害復旧事業費5億8,910万円を6億1,400万円とし、市債合計を20億6,860万円に増額するものでございます。

以上でございます。

議長(茅根猛君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第 27 号専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 5 号））については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、報告第 27 号については、原案承認することに決しました。

日程第 3 議案第 85 号

議長（茅根猛君） 次、日程第 3，議案第 85 号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 議案書 14 ページをお開きいただきます。議案第 85 号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成 23 年 11 月 21 日提出、市長名。

提案理由でございますが、本年 9 月 30 日に出された人事院勧告に準じた措置を講ずることに伴い、本市職員の給与を改定するため、関連条例の一部改正を行うものでございます。

今回の人事院勧告の内容ですが、1 点目は、民間給与との格差 0.23% でございますけれども、これを解消するために行う給料表の減額改定でございます。なお、この改定の対象は、50 歳代を中心に 40 歳代以上の職員層となっております。2 点目は、平成 18 年の給与構造改革時における給料月額の見直し措置、いわゆる現給保障の廃止等でございます。この見直し措置の廃止等につきましては、職員団体との協議が調わないことから、県などの動向等を見きわめながら、引き続き交渉することとしております。このため、今回の改正は給与月額の減額改定でございますので、内容につきましては、新旧対照表をもってご説明をさせていただきます。

まず、改正条例第 1 条の市職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、28 ページから 34 ページまでの新旧対照表でございますけれども、ごらんいただきたいと思います。行政職給料表、総合職給料表、医療職給料表の改定で、改定部分は下線表示をしております。先ほどもご説明いたしましたが、対象は下線表示の号給の 50 歳代を中心に 40 歳代以上の職員となっております。

35 ページをごらんいただきます。改正条例第 2 条は、平成 18 年に制定しました市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、給与構造改革時にお

ける給与月額経過措置、いわゆる現給保障につきましても、今回の給料表の改定に準じた引き下げを行うために改正するものでございます。これは昨年と同様の措置でありまして、経過措置の支給率をそれぞれの区分に応じまして、100分の99.59を100分の99.1へ、さらに100分の99.83を100分の99.34に改めるものでございます。

恐れ入りますが、25ページにお戻りいただきます。附則でございますが、第1項におきましては、平成23年12月1日から施行することを定めております。第2項におきましては、この条例が平成23年12月1日からの施行になっておりますことから、本年4月から11月までの8カ月分の給料支給調整を12月支給の期末手当で行うことを定めるものでございます。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第85号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は議案第85号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についての議案に、反対の立場から討論を行います。

政府は6月3日、国家公務員の賃金と一時金を向こう3年間にわたって5%から10%引き下げる法案を閣議決定いたしました。引き下げの理由は、国の財政事情と東日本大震災の復興財源の確保だと言えます。最大10%とした場合に月収30万円で働く労働者があすから10%減、3万円賃下げとなります。理由は「震災復興財源に必要だから」と言われて納得がいくでしょうか。民間では許されないが、いえ公務員だから仕方がないと思っている方もあるかもしれません。しかし、公務員も同じ働く労働者であって生活者です。家族がありローンも抱え、まじめに仕事をし、日々の暮らしを立てています。ところがなぜか、「公務員は悪玉」というレッテルが張られて、盛んにバッシングの対象とされる風潮が生まれています。

私は、国家公務員でも地方公務員でもまじめに職務に専念し、効率よく働くことは当然のことだと思います。ただ、一般の公務員と高級官僚とは区別しておかなければなりません。高級官僚

の天下りが政官財の癒着の温床となって、大企業と官僚、政治家が結んで大型公共事業などで累積させてきた国の借金とその責任を公務員労働者に転嫁することは認められません。また、公務であれ民間であれ、労働者の賃下げは景気を冷え込ませ、デフレ不況を深刻にするものであり、大震災からの早期復興にも支障を来してしまいます。

東日本大震災後 8 カ月が過ぎました。これまで復旧、復興に向けて、被災地はもとより、全国の公務員労働者が文字どおり不眠不休で公務公共サービスに当たってきました。本市の職員も一生懸命頑張ってくれました。一方的な賃金引き下げが公務員労働者の士気を低下させることは必至であり、国民、常陸太田市民にとっても大きな問題です。国家公務員の賃金引き下げは地方公務員にもおよび、民間企業での賃下げの格好の口実にもなってしまいます。公務員の賃下げは消費税増税を初めとする国民負担増の露払いです。大震災復興財源は、公務員の賃下げではなく、大企業や大資産家への減税の中止や米軍への思いやり予算の中止、政党助成金の廃止などの予算の組み替えと大企業に引き受けを求める震災復興国債の発行で、大企業がため込んでいる内部留保の活用が国民の消費、購買力を落とさずに復興経済の理にかなった財源のあり方だと私は思います。

公務員の賃下げは行うべきではありません。先ほど副市長から議案の説明がありましたけれども、40代から50代の市職員の月例給ですけれども、この賃下げが行われると。人数をお聞きしましたら324名の職員が対象になるということで、金額にしまして400万円ほどになりますが、やはり職員の半分の方にこうした賃下げを行うということは、私は認められません。

以上、議案第85号市職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の討論といたします。

議長（茅根猛君） 以上で討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第85号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第85号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 以上をもって、今期臨時会の議事はすべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 本日の臨時会は、専決処分の承認を求めることについて並びに条例等の一部改正についての2件でございました。ご審議をいただきましたが原案のとおり承認、可決を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、北海道や東北地方では雪の便りも聞かれ、県内でも初霜が観測されるなど、朝夕めっき

り冷え込みも厳しさを増す季節となったところでございます。議員各位におかれましては、ご自愛をいただきまして、ますますのご活躍をご期待申し上げます。また、引き続き震災からの復旧、復興、及び原発事故の施策などにつきまして、ご意見とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長(茅根猛君) 以上をもって、平成23年第5回常陸太田市議会臨時会を閉会いたします。
午前10時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員